

第20次東京都消費生活対策審議会

第1回基本計画部会

議事録

平成20年5月20日(火)

第一本庁舎42階 特別会議室D

午前11時59分開会

池本部長 それでは、予定時間も少し超過しておりますので、早速開始したいと思います。
まず、消費生活対策審議会第1回の部会を開会いたします。

最初に、事務局から定足数の報告、配付資料の確認をお願いできますか。

調査担当副参事 副参事、調査担当の大野と申します。どうぞよろしくお願いいたします。
す。

事務局からご報告を申し上げます。部会は、委員6名と専門員3名で構成されております。本日は全員の皆様のご出席をいただいておりますので、消費生活対策審議会運営要綱第8による委員の半数以上の出席という定足数に達してございます。

なお、この部会につきましては、東京都消費生活対策審議会運営要綱第11によりまして、公開の扱いにさせていただきたいと存じます。また、議事録につきましても公開する予定でございますので、どうかご了承いただきたく存じます。

次に、本日お配りいたしております資料のご説明をさせていただきます。お手元に資料1、2、3、4とクリップでとめさせていただきます。

まず、資料の1でございますが、当部会の委員の方々の名簿でございます。ご覧のとおりでございます。それから、資料の2でございますが、書記の名簿でございます。こちらにつきましても名簿のとおりでございます。なお、下線部分につきましては、今回、人事異動等で新たに就任した者でございます。

続きまして、資料3は、先ほどの総会でもお配り申し上げました基本計画改定（素案）でございます。続きまして、A3横長のものが資料4でございますが、基本計画関連施策の一覧表ということでございます。

資料については、以上でございます。万一、遺漏等がございましたらお申し出いただきたく存じます。

池本部長 資料に関しても、よろしいでしょうか。

それでは、続きまして、宮川消費生活部長よりご挨拶をお願いします。

消費生活部長 本日は本当にありがとうございます。

ちょっと総会のほうの対応といたしますか、私どものほうのいろいろ不手際がございましたことをお詫び申し上げます。

それともう一つなんです、当初、総会の場で、この部会の委員の方々の名簿をお配

り申し上げました際に、明治学院大学の准教授でいらっしゃいます丸山先生の現職につきまして、前職の拓殖大学ということで大変失礼を申し上げました。今、お配り申し上げております部会の資料のほうには、現在の現職のところの表示がなされております。本当にお詫びを申し上げます。

それから、この部会では、私ども期待をしておりますのは、先ほども細川委員のほうからお話ございましたが、私どもやはり役人ですと、どうも自分たちの施策をどういうふうにして進めていくかということと、それと、その辺をいかに消費生活行政にふさわしいものにしていくかという点で、非常に視野が狭いところもございます。平成9年に策定しました現行の計画といたしますか、これはこの場にはお示ししてございませんが、非常に理想の高い、かなり高い理念をもって臨もうとしていながら、実は恥ずかしい話なんです、そういった各局が所管をしている施策をどう総合的に推進するかということでは、なかなかうまくいかなかったという反省がございます。

ですので、その辺も、ぜひ私どものほうとしては力点を置きたいということで、今回ご用意申し上げたのは、ちょっと話が行きつ戻りつして申し訳ないんですが、先ほど細川委員からご指摘があったところの部分がかなり欠けている状況でございます。ぜひその辺の肉付けを委員の皆様方からのお知恵を授かって、これは、当然、東京都の計画として外に出していくものでございますので、よろしくご尽力を賜りたいということが1点と、それからもう一つは、今までやっていなかったことなんです、この基本計画については、毎年、本来ならばきちんと進行管理をして、そしてその進捗を見ながら、場合によったら、必要があれば基本計画を見直していくというような作業も行われてきていなかったというような状況もございます。

ですので、今回からはきちんと毎年度審議会のほうにご報告を申し上げて、そして私どももいろんなご指摘もいただいて、役人としては大変つらい面もあるんですが、ぜひ、この計画が本当に意味のあるものとして、うまく活用されるようにしていきたいと。この2つが私どものほうからのこの部会に対する期待といたしますか、お願いでございますので、ぜひ、忌憚のないところでよろしくお願ひしたいというふうに思います。

どうぞよろしくお願いいたします。

池本部長 ありがとうございます。次に、部長からも挨拶ということですので、一言申し上げたいと思います。

先ほどの全体の審議会でもお話ししましたが、消費生活に関するもの、総合的な計画

ですので、その意味では、国の政策もリードし、今、国もそれをさらに広げようとしているという動きの中で、この東京都ではどういうものをつくっていくかということですから、非常に広い視野が必要になってきます。もちろん、個々人の知識で全部をカバーすることは難しいので、それぞれの分野の関心をお持ちの方々に広く意見を聴いて、それを集約するという作業と、それから、国の今の大きな動きをきちんと受けとめて、それを全部取り込むどころか、さらにその一歩先をどう見据えるかということも含めて、幅広い議論をお願いしたいと思います。しかもそれを、7月にはもう報告を出すということですので、本当に短期間に皆さんの協力をいただきながら議論を進めていきたいというふうに思います。よろしくをお願いします。

さて、それでは、先に進めます。

次に、「部会長代理の指名」ということになっております。これは運営要綱第7の4に、部会長が部会長代理を指名するということになっております。大変恐縮ですが、詫間委員をお願いしたいと思います、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

池本部会長 それでは、詫間委員、こちらの部会長代理席へ移動していただけますか。

(詫間委員、部会長代理席へ移動)

池本部会長 一言ご挨拶をお願いできればと思います。

詫間部会長代理 ただいまご指名をいただきましたくらしき作陽大学の子ども教育学部というところで教授をいたしております。同時に学科長等も拝命しておりますのでございますが、何分、十分能力がある方どうかわかりませんので、適任かどうか不安な面もございませうけれども、委員の先生方のいろいろご支援をいただきながら、職務を全うできればありがたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

池本部会長 どうもありがとうございました。それでは、早速審議に入りたいと思います。

まず、この部会の今後の審議スケジュールについて、事務局からご説明をお願いしたいと思います。きょうは12時半ころまでを予定しておりますが、テーブルに軽食が用意されていますので、お召し上がりいただきながら進めたいと思います。そういう形でよろしくをお願いします。皆さんお召し上がりください。

では、事務局、お願いします。

調査担当副参事 まず初めにお詫びでございます。先ほど橋本委員の現職の表示でござ

いますが、当部会の資料1には正しい表示がなされておりますが、先ほどの総会の委員名簿では、同じ所属の前任の方の現職名が入ってございました。大変申し訳ございません。心よりお詫び申し上げます。失礼いたしました。

それから、今後の予定でございます。部会につきましては、現時点では、先ほど総会でもございましたとおり、4回の開催を予定いたしております。第1回目が本日この場でございます。基本計画改定素案につきましては、先ほどの総会でのご意見もご参考にいただきながら、ご審議をお進めいただければと存じます。

第2回は、今のところ6月12日を恐縮でございますが予定しているところでございます。内容といたしましては、本日ご審議いただきましたご意見等を踏まえまして、素案の修正案をその場でご提示させていただく予定にしております。

それから、第3回は6月下旬を今のところ予定しております。その場では、第2回部会でご審議いただいた内容を盛り込んだ事務局案をご提示させていただき、それをもとにさらにご審議を深めていただきたいと存じます。

第4回につきましては、7月中を予定しております。ここで部会としての基本計画改定の最終案を確定していただきまして、7月下旬に、今のところ予定しております、第2回の総会に部会としての最終案をご報告いただきたいというふうに考えているところでございます。よろしくお願いいたします。

以上でございます。

池本部部长 宮川部長から補足をお願いします。

消費生活部長 ちょっと補足をさせていただきたいんですが、7月いっぱいには何とかと、そして9月の都議会でというお話を申し上げているのは、何とか急ごうということではなくて、私どもとしては、できるだけ次年度の予算に反映をさせて、きちっと仕事に結びつけていきたいと。こういう意向がございますので、その辺をひとつお願いしたいということと、それから今、一応の目安としてのこれからの進め方についてお話をしたんですが、もし何かお気づきの点がありましたら、その都度ご遠慮なく、事務局のほうにメールでも結構ですのでご連絡いただければ、それはそれなりに私どものほうとしては速やかに作業に反映させていきたいなど、このように思っておりますので、よろしくお願いいたします。

池本部部长 ありがとうございます。先ほどの6月12日は、時間帯としては午前中という理解でよろしいでしょうか。

調査担当副参事 はい、さようでございます。

池本部長 10時から12時ごろの時間帯ですね。ありがとうございます。

それでは、次の本題の消費生活基本計画の改定ということですが、先ほども審議会で概要の説明がありました。改めてその経緯や審議すべき内容等について整理、確認していきたいと思います。その点、まず事務局から全体についてご説明をいただければと思いますが。

調査担当副参事 それでは、私から簡単にご説明申し上げます。

まず、これまでの基本計画改定の経緯でございますが、19次の審議会では、昨年3月22日の総会で第20次の前期の諮問を目指して計画改定の準備を開始するということを経理局からご説明をし、もとの計画につきまして、様々な計画から検討を進めました。そして、昨年7月20日でございますが、第5回の総会、それから本年3月27日の第6回の総会におきまして、基本計画の改定に向けての考え方、そしてまた、基本計画の骨子につきましてご説明をいたしたところでございます。

まず、第5回の総会で事務局からお示しいたしました基本的な改定に向けての考え方でございますが、10年間の激しい変化の時代に即した計画に改める必要があること。計画の進行状況を毎年審議会に報告し、助言をいただきながら進行管理をしていくこと。

それから改定の作業といたしましては、19次の審議会で大枠素案をご審議いただき、20次の審議会の前期に答申をいただいて、20年度からスタートをしていきたいというご説明をいただき、ご了承をいただいたところでございます。

それから、基本的な考え方の概要でございますが、計画期間は5年間といたしまして、計画の柱立ては現行の計画の目的、性格、体系、それから、5つの政策課題は条例に沿った基本的な考え方ございまして、そのまま踏襲をする。ただし、施策の方向等につきましては、多重債務や適格消費者団体といった新たな課題など時宜にかなうものとするという方向でお示したものでございます。

また、施策の推進の方策といたしまして、消費生活対策審議会が中心となって進行管理を行うということでございます。それから、進行管理の時期といたしましては、前年の事業実績が確定し、次の予算に反映できる時期ということでございまして、5月から6月という時期がいいのではないかとご説明をいたしました。

このような基本的な考え方に対するご審議でございますが、大枠では賛成である、計画期間として5年は妥当である、また、計画について、Plan-Do-Seeという形で進行を管

理していくとよいなどのご意見が出されまして、さらにまた、消費生活に関して様々な不祥事、問題が生じているため、消費者の権利を守る消費生活行政を強化すべきである、そしてまた、インターネットが生活に浸透している視点なども含めて議論していくべきだ、さらに、計画策定の作業といたしましても、途切れないで審議していくべきだというふうなご意見がございました。改定の骨子でございますとか、あるいは改定作業の時期、基本的な方向につきましてご了承をいただいたところでございます。それが昨年の7月の第5回の総会の審議でございます。

続きまして、この基本計画の改定につきましては、3月の27日、19次の第6回の総会において改定案の骨子をご説明いたしました。その内容は基本理念、計画の目的と性格、基本的視点と5つの政策課題といったような基本的な考え方についてご説明をし、その上で消費生活における安全・安心の確保が急務であること、悪質商法等による消費者被害が拡大・深刻化している、それから最近の多重債務問題、あるいはまた地球環境問題の深刻化など、今日の消費生活を取り巻く主要な現状と課題をご指摘いたしまして、またそれと併せまして、国や他の地方自治体、民間団体等との連携・強化を進めていく必要があるということも含めてご説明したところでございます。

審議会のご審議といたしましては、計画期間を5年間とすることには賛成である、フォローアップに当たって、途中の段階で施策の追加や見直し、また実現のめどを付けながら進めていくことも課題であるなど何点か非常に貴重なご意見をいただきつつ、基本的な考え方等についてご異論はないというふうな結論に至ったところでございます。

また、今後のスケジュールといたしまして、その折に、本日でございますが、5月20日の第20次審議会に諮問いたしまして、部会でのご審議を通じ、8月には答申をいただき、9月の第3回都議会定例会に報告してスタートしていくという流れをご報告をし、ご了承をいただいたところでございます。

以上のような経過をたどりまして、本日、第19次の審議会でのご審議に基づいて、それに基づいた素案としてとりまとめまして、お手元に資料の3ということでお示しいたしたところでございます。

以上が経過でございます。よろしく願いいたします。

池本部長 ありがとうございます。それでは、きょうの部会の資料では資料3、それから一覧表の資料4ですが、この資料に基づいて、内容について審議をしたいと思います。15分ほどしか時間がありませんが、ぜひ皆さんから、まず現時点でお気づきのところ、ご

意見をできるだけいただきたいと思います。よろしくお願いします。

橋本委員 内容じゃなく進め方の確認なんですけど、私、初めてなものですから、先ほどちょっとご説明があったんですが、第2回、第3回、第4回と、この素案、骨子について、これからの議論というのは、特別こことここという話じゃなくて、毎回気づいた部分をどんどんその場で言って行って、議論していくという形で今後進めていくということで理解してよろしいんですか。

池本部長 ちょっとそのあたりの進め方、特に途中でパブコメを入れたりということも含めて、課題を広げることと、全体を確定することというあたりのイメージを少し補足していただければと思います。

消費生活部長 今回初めてこれをご覧になるといいますか、経緯についてもご案内でないという方もいらっしゃると思いますので、まさにそういったご疑問の点はそのとおりだと思いますけれども、基本的には、私どもとしては、まずこの全体をご覧いただいて、ただ、ベースとなることについての考え方の部分は、一応、19次の審議会で認めていただいているということもありますので、その辺はぜひ尊重していただきたい。

あと、とりあえず、きょうはざっとご覧になってお気づきの点をいろいろ挙げていただくというのが、時間もありませんのでふさわしいのかなと。その後につきましては、できれば、それぞれの章立てごとに見ていただければ、大変私たちとしては作業のほうも進めやすいのかなと。できれば、3回目あたりのところでパブリックコメントといいますか、やはりいろいろなところからの意見もいただくようなことも必要なのかなと結構欲張っております。ですので、第2回のところでは少し集中的に議論をしていただいて、ある程度整理ができればなという期待もございます。

池本部長 ちょっと確認ですが、パブコメは、そうしますと、第2回で検討した後、第3回の前なのか、それとも第3回の後、第4回の前なのか、そこは？

消費生活部長 今の進捗状況等を見た上でということで、もしその辺の進み具合が、当然、私どもも準備については万全を期す必要があると思うんですけれども、理想的には2回から3回間にパブコメをして、さらに3回目でかなりそれも取り入れた議論をしていただいた上で、案を最終的にまとめていただくような4回につなげていくというのが理想なんですけど、場合によったら、その4回にこだわらないで、状況によっては別に一、二回、委員の先生方にお許しいただければ、そういったことも含めて考えたいなと思っております。

池本部会長 わかりました。その意味では、きょうはまず第1回はフリーディスカッション的に、それぞれの立場からお気づきになった点をまず出していただく、あるいは今後の進め方も含めて意見を出していただくと。次回第2回は章立てごとに、これを皆さんに読み込んでいただいて、各分野についてご意見をお願いします。まず1回、2回はこういう位置づけというふうに理解していただければと思います。その意味で、それぞれの立場の方、ご自由に気づいた点をご発言いただければと思います。

細川委員 こういう基本計画みたいなものというのは、私も埼玉県のほうもやっていたりして、いつもむなしいんですよね。何か総花的に出てきて、ああだこうだと言って、結局それが何なのみたいな形で、先ほどのお話だと、今までと違って定期的に評価していくというお話がありましたけれども、これも結構むなしくて、例えば、消費者セミナー、予定では20回開く、今年は何回開いたかみたいな形で決めていく。やはり、本来は政策評価というか、本当に東京都の消費者施策が都民の安全とか、快適な暮らしに役立っているのかというところで本来評価されるべきなわけですよね。ところが非常に消費者行政というのは難しい部分がある。だけれども、考えてみれば、本当に消費者被害が今このぐらいあって、どのぐらい減ることを目指すとか、あるいは最近の傾向として、消費者相談の1件当たりの被害額、あるいは契約額の金額は非常に上がっているんですね。だから今までは多数少額被害というのが消費者被害の特徴だと言っていましたけれども、多数多額被害になっちゃっている。いかにその金額を減らすかというところで、例えば、政策の基準を定めるとか、なかなかそれは難しいけれども、そういう研究とか、あるいは検討とか、そういうものも進めないと、いつも行政の計画というものは、「それでどうなの」というようなところで終わっているという感じがいつもしてしまっていて、これを7月までという話にはなりませんけれども、ちょっと日ごろ感じているのが一つです。

あと1点気になるのは、先ほど都議会議員の方でしたか、豊洲の市場がどうのこうのという、それで見ると、中央卸売市場の整備の推進なんていうのが東京都の消費生活基本計画の中に入ってくると、これは非常に大きなポリティカル・イシューがこういう審議会の中の項目に入っちゃうと、これは最後大変じゃないですか。中央卸売市場の整備みたいなものをここに入れる必要があるのかどうか、あるいはこういうところでオーソライズしてもらおうと思って、東京都は出してきたのかわかりませんが、こういう意見が割れているようなものを、ここで案を出して審議会でするとするのは、私はちょっとそれを危惧しているんですけれども、以上です。

池本部長 どうぞ宮川部長。

消費生活部長 今回の最後のほうの点なんですけれども、これは私どものほうも舌足らずの話を申し上げたところで申し訳なかったんですけれども、とりあえず、関連施策としてどういったものがこの都庁の中であるのかということを実はヒアリングをしまして、それをそのまま挙げたものを、とりあえずの体系といいますか、骨組みに落とし込んだというだけのものがございます。これをそのまま出すかどうかというと、私どももこのままで出していいとは思っていません。ただ、いろんな情報を得たいという消費者側のご意見も大変強うございまして、その辺について、どういうふうにしてお答えしたらいいのか、この辺も審議会という枠組みの中での制約もあろうかと思うんですが、何かお答えできればなと、考えております。

池本部長 ありがとうございます。恐らく今のご指摘からすると、この改定案の中で別紙の一覧表にあるような、もっと踏み込んで具体的な目標まで書き込んでほしいという分野と、いろんな幅があるところは、その幅を持たせて書くべきだという、そういう書きぶりも含めた議論が必要になってくるんだろうと思います。

ほかにいかがでしょうか。

圓山専門員 明治学院大学の圓山茂夫と申します。よろしく申し上げます。

初めて委員になりまして、今、経緯のところでは昨年からの積み上げてこられたという経緯はお伺いしたんですけれども、さっきの総会でも細川委員が言われたように、国の消費者行政一元化がすごく早く進んでいまして、その考え方も既成概念がすべて覆っているということだと思えますね。ですから、大きく消費者行政の枠組みなり、方向性が変わっていく。国の言い方をすると、消費者・生活者を主役とした行政ということでしたら、都に置きかえるという、消費者・生活者を主役とする都庁ということになるのではないかと思います。それはもちろん、大きく拡充ということもありますが、今の枠組みで非常に不十分な点があるので、それは直していこうということだと思えますし、今の枠組みの延長線上に少し修正を施しただけということでは、多分、追い抜かれてしまうというふうな気持ちがございますので、総会の細川委員の発言には、大変同感するところが多かったです。

そういう考え方で、私もきょう初めて施策一覧等を見まして、1つは、例えば、国でも情報一元化ということが言われていますけれども、消防庁の救急隊のところに入った情報というのが、消費生活センターとか、メコニスで集約できないのか、さっきの折りたた

み椅子のところでも、パイオネットに入っている件数よりも、東京消防庁が受けた件数のほうが、多分、件数割合的にいうと、10倍か数十倍たくさん受けているわけなので、それがパイオネットに反映していないというのは、情報が集約し切れていないというふうな気もいたしますので、保健所とか、消防に入った情報をどうまとめてキャッチしていくのかという観点が1つあるかと思います。

それからもう一つは、今出ていた、まさに計画の進行管理とか進捗のところ、この関連施策一覧が、ヒアリングというのがどういうのかちょっとわからなかったんですが、今わかりましたんですけれども。要するに、各部局がやりたいことをまとめているということでしたら、消費者行政部門からの指導力というのがあまりないわけなので、それは過去そういう経過だということもよくわかりますけれども、今後は進行管理で目標が達成しにくいところをいかに消費者行政部門から、もっとちゃんとやりなさいというふうな勧告ができるような権限をいかに都政の中につくっていくのかというところも大きなテーマになってくるのではないかと思います。それが2つ目です。

3つ目が、さっきの総会でもよく出ていました相談窓口のところ、やはり現状では取引中心の相談窓口で各区と各市にあってという形だと思いますが、それを今、国が言っているのは、安全と表示と取引の3分野について、その相談窓口で力強く処理ができるというふうなことを言っていて、それが実現するのであれば、もちろん安全にも強い人がいて、表示にも強い人がいて、取引にも強い人がいる。それが資質の向上というところと相まって、消費者からの相談を受けとめる形になると思うわけなんです。それをどうしていくのかという観点が3つ目の観点としてあると思うんです。

そこで、私も以前からずっと悩んでいるというか、思っていたんですけれども、これはきょう別にお答えいただかなくても後日で結構なんです、非常勤嘱託の相談員さんをなぜ正職員にできないのか、正職員任用というのが一つの雇止めもないですし、各センター、転勤もできますし、能力、経験も継続して向上してきますし、一つの答えだと思うんですけれども、多分、なかなかしにくい状態があるというのもわかりますけれども、そこに何か障害があるのであれば、それをどうすればハードルが越えられるのかといったところは、ぜひ、次回以降で結構ですけれども、お教えいただきたいなと思います。

それから、こんな抽象的な話ばかりで申し訳ないんですが、4つ目が食品表示に関しても、食品表示法に統合していこうというような方向が今提示されていて、それから、クレジットや貸金業についても、消費者信用のまとめた法律をつくりたいみたいなものが

報道されていて、ということになると、多分、都庁の中の各部局に分けて、今、それぞれの所管部局というのがあるんじゃないかと思えますけれども、それを分けたままでいいのか、それとも、それらがすべて消費者庁所管になって法律がまとまっていくのであれば、組織改正というような形になると思えますけれども、都の中の体制もどうしていくのか、あるいは製品安全についてはまだ具体的に出ていませんけれども、それも包括的な何か法律をつくるとなれば、やはり製品安全についてもまとまっていく方法をとることになるのではないかと思いますし。ですから、今、この基本計画が検討しにくいという面もありますが、グットタイミングでもあるわけで、よいものに示せば、すごく全国をリードしていけるものにもなりますし、ただ、何と申しますか、難しいけれども、やりがいがあるというふうな、初回の感想でございます。

池本部長 ありがとうございます。続いて夷石さんから。予定時間は12時半ですが、もしこの後所用がごありの方は途中退席をなさっていただくということで、可能であれば、委員の方、一言ずつ問題意識を紹介していただければと思います。

では、お願いします。

夷石専門員 今回の基本計画関連施策一覧をつくられるに当たって、各関係部署へのヒアリングをなさったということ、これは非常によいことであって、各部署がそれぞれ施策を展開している中において、今、国の流れであります消費者・生活者の視点をどういうふうに取り組んでいるかということを検討するに際しまとめられており、これを反映して計画に載せていこうという、この動きこそ必要であると思っております。国は、消費者関連の法律を消費者庁にもってきて一元化するという構想のようですが、これについては私はどうかと思ひまして、それぞれの部署で行っている事業に対して、消費者の視点がどういうふうに導入されているかという検証を行い、その調整権を持つ部署が国においては消費者庁、都においては消費生活部の役割ではないかと思ひます。これからは、消費者行政が表に出て調整権を発揮できるようにするべきではないかと。将来的には条例を改正して、勧告権が持てればよいと思ひしておりますけれども、まずは、そういうことで今回、基本計画に取り組むという姿勢については大変有意義だと思ひますので、ぜひ実効性が確保できる施策を検討し、盛り込んでいただきたいと思ひます。

次に、課題について、5つ挙げ、それについてこのように考えているということまでは書いてありますけれども、部長もおっしゃっていたように、進行状況をチェックしていくというのであれば、この課題についての解決策については、こういうことがある。それ

については、いつ何年度に達成する予定なのかというような、緊急性と5年計画内でゆくり取り組むとか、その辺のめり張りをきちんとつけられたものにされたいかがかと思っています。

それから、内容的には先ほど述べたように、消費者、生活者の視点を都政全体に導入すること、特に情報の一元化の視点では、調整権をもって積極的に各部署に働きかけが対応できるようなものにしてほしいと思っています。なお、これまでの審議会で答申をいただいている、その中にはとても良い施策の提言をいただいていると思います。例えば、被害救済のあり方などについてどういうふうに取り組めばいいのか答申されていますね。また市場メカニズム重視社会における消費者政策のあり方、これこそまさに国の動きよりも一歩進んで、東京都のほうは事業者団体、消費者団体と協働で消費者施策を遂行するにはどういう施策があるかというのはもう既に答申をもらっているわけですし、答申の提言について、今ここまでやっていて、さらにこういうふうな展開をしたほうがいいのか、実は提言をもらっていてもできなかったが、これからやるんだとか、これまでの答申をぜひ整理されて、そして今回の計画の中にどのように盛り込むかの検討をぜひやっていただけないかなと思っています。せっかくもらった提言ですので活かす必要があります。特に、それこそ先に述べたように行政だけが行う施策だけでなく、行政がコーディネートし、事業者団体、消費者団体と協働して行う消費者施策は重要であり、これを「協働行政」と私は言っているのですけれども、従前の消費者行政を転換し、課題解決を図る施策が既にもらっている答申の中に多く盛り込まれていると思っておりますので、その整理をしていただいて、次回は課題の施策の中に盛り込んでもらえないかと思っています。

池本部会長 ありがとうございます。ほかの委員の方いかがでしょうか。

長田委員 本当にそれぞれおっしゃったご意見、確かにそうだなと思って伺いました。ただ、前年度の確認のところではじめたいという都の意向もおありで、どういうふうにしていけば、この短い期間に反映できるのかなと思っています。国の動きがそれだけ非常に大きく動いてきていて、だけれども、結局それを実際に消費者行政として実現していくのは、やっぱり東京都とか区市町村なわけですね。そこで東京都として、どういう取組みができるのかというのが都民に見えるような形が必要だと思います。全部は無理だと思いますが、例えば、食品表示に関しては、東京都としては別スタイルで取り組んでおられる、つまり同じ部署が取り組んでいらっしゃるとか、情報の一元化に関して、センターに集まった情報でちゃんと同じ部の中で取引指導をやっていらっしゃるとかという特徴があり

ますので、それをもうちょっと前面に出していく必要があります。今回、とりあえずつくる計画に関しては、これとこれとこれみたいな目玉をまず打ち出して、その後、国がどうなっていくのかを、すべて見据えた上で、今ご提案のあったような大きい取組みをやっていくという二段構えにしないと難しいんじゃないかなと思うんです。都民にしてみれば、きれいな基本計画の、細川先生もさっきおっしゃっていましたが、むなしとおっしゃったような、そういうものがパーッと出てくるのもある意味はありますけれども、やはり、東京都はこれをというような、冷凍食品だって非常に短い時間で原料原産地表示に取り組まれたわけで、そういう動きのよく見えるものを出してもらったほうが多分わかりやすい、パブコメをとるにしても、こういう姿勢なんだというのがすごくよくわかると思いますので、前期の審議会で確認したのからそう逸脱はしないと思いますので、重点的によく見えるものを出していくというので、今回、取り組めればいいんじゃないかなと思いました。

池本部会長 ありがとうございます。ほかの委員の方、いかがでしょうか。

橋本委員 私もちょっと失礼させていただきますので一言だけ。まだ全部読み込んでいませんし、どういう形で発言していくかこれから読み込んでいこうとは思っておりますが、基本的にこれに参加させていただいて思っていることは、いろんな幅広い分野が全部ここに入ってきますけれども、基本的に、飾りという表面的な部分だけでなく、実行可能性というものをできるだけ担保していきたいなど。私ども経営者団体ですし、いろんな団体の方、先生もいらっしゃいますので、お互いの立場でどういう具体的なイメージを持ち得るのか、膨大な量ですけれども、その辺を認識しながら、あと何回の部分でできるだけ具体的にイメージが持てるものという形で発言していきたいなど、ちょっとそんな感じの考えを持っています。それだけ発言させていただきます。

池本部会長 ありがとうございます。ほかの方、いかがでしょうか。

丸山専門員 先ほどの総会のおきも掃除機の話というのが出ていましたけれども、恐らく東京都さんのほうで、様々なすばらしい調査であるとか、あるいは分析などをしていらっしゃると思うんですが、そこが、例えば、消防庁の情報なども含めて情報を一元化するという点もとても大事なことだと思います。情報一元化というのは、恐らくやるとすれば一つのとっかかりとして、「東京くらしWEB」のようなホームページが今現在存在しているとは思いますが、さらに東京都民に対して、そういうものが存在しているんだということをアピールするためには、情報の一元化に加えて情報の発信ということを考えてい

く必要があると思ひまして、情報の発信をどうすれば、例えば、都民のホームページへのアクセス数を増やすことができるのかというのは、なかなかここで取り上げるような話ではないとは思ひんですけれども、やっぱり議論であるとか、あるいは基本計画というものを抽象的なものにしないで、なるべく具体化させるということを考えるのであれば、そういった情報発信というところでも、より具体的なものを考えていければよいのかなというふうに感じております。

池本部会長 ありがとうございます。ほかによろしいでしょうか。

矢野委員 消対審のほうも、この部会のほうも初めての参加なので、なかなかまだつかみ切れていないところもあります。部長の挨拶にもありましたけれども、基本計画がこれまで年度ごとの検証も行われていなかったことや、ひとまず10年経過はしたものの、その後の取組みがまだまだ不十分だったこともあり、特に今回、各部局との連携を十分とろうということで、これだけ盛りだくさんの計画が提案されてはいるわけですが、少なくとも、今後の部会への関わり方として、基本的考え方の基本理念の部分をも十分承知しながら、具体的施策のところにも意見を述べていきたいと思ひております。

ちょっとこの間感じておりますのは、消費者教育の重要性が非常に叫ばれてはいるんですが、ともすれば、食育や環境教育に比すれば、まだまだ弱い点があったりとか、特に学校教育現場での取り上げ方は非常に弱い面があると思ひます。特に今、消費者庁を設置しようとする動きの中でも、国のパブコメの中にも、そういった項目はあるんですが、それさえも、まだ教育課程の中にどうのこうのではなくて、わりと消極的に消費者教育をまだまだ捉えているんじゃないかというふうな感想を持っております。

そういう意味では、国の動きに先んじて都が行っていく部分も、今回の計画には十分その可能性があるわけですから、私は消費者教育の点では、さらに具体化の点では、今後のところでまた意見を述べさせていただきたいと思ひます。

それからもう1点は、いわゆる都民の不安としている築地市場の移転のこと、それから、BSEのこと等が、今後のところでは大きいかなと思ひますので、そういったことも、また今後のところで意見を述べさせていただきたいと思ひますので、きょうは感想と併せて考え方を述べさせていただきました。

池本部会長 ありがとうございます。お願いいたします。

詫間部会長代理 今退席されましたけど、細川委員が総会の際にもおっしゃいましたが、それから今の矢野委員のお話にも関連しますが、コンシューマー・エデュケーション

ですね。コンシューマーとアメリカでは言いますが、特にアメリカでは非常に進んでおりますのでちょっと長期的な課題にはなりますが、やはり幼児・児童・生徒という段階で何らかの形で組織的に働きかける、それがまた保護者のほうにも反映されるということでございますが、この課題の中では、7ページの下から4番目に一つだけ教育庁が入っておられて、ここに児童・生徒、特に小・中に限っておられますけど、そこに一つ消費者教育の芽を育てていきたいというご趣旨のことが書いてあると思います。教育課程につきましては既に決定いたしまして、4年後を目指して学年進行になっておりますので、私もちょっとは関係はしておりますが、なかなか正式に入れるということは、例えば、総合的な学習の時間に入れるというようなことはまだ可能ではございます。ですから、例えば副読本ですね。技術家庭とか、あるいは社会科とか、高等学校でしたら公民とかそういうところで、教科書は無理ですけれども、副読本として使うということは可能でございますので、ここでいろんな成果が出れば、そういうものを副読本としても教育庁のほうを通じて、小中学校あるいは幼稚園を含めて、それからさらに保護者が逆に関心を持たれてほしいというような要望もたくさん出てくるようでございますので。

もう1点、6ページのところ、それに関連いたしますが、コンシューマーズライブラリーというのは、今、多摩の消費生活センターと消費生活総合センターの中の図書室を拡充して、ここに専門と書いてございますので、独立した形のものへ発展させようというお考えのように読み取れるんですが、こういうのも大変大事でございますね。ここに学習しに小中高の子どもが充実していれば行くということになりますが、その辺はどんなお見通しなのかなと思っておったわけでございますが、以上でございます。

池本部長 ありがとうございます。今の点も含めて、次回に中身の議論はさらに深めていきたいと思っております。

すみません、ちょっと予定時間を15分ほど過ぎてしまいましたが、それでは、そのほか次回の部会の開催等も含めて、事務局から今後の進行についてご連絡をお願いできますか。

調査担当副参事 第2回の部会は、先ほども申しましたとおり、6月12日の木曜日午前10時から12時ということで予定をさせていただいております。先ほど申し上げましたように、事務局から本日の審議で出されましたご意見をできるだけ反映させるような形で、もう一度案をつくらさせていただきますので、ご審議いただければというふうに考えております。

会場、開催についての詳細につきましては、後日通知、場合によっては、まずメールで差し上げるかと思えますけれども、もちろん文書でも差し上げますので、ご予定方、ぜひよろしく願いを申し上げます。

池本部長 それでは、これをもちまして、本日の第1回の部会を閉会とさせていただきます。どうも時間を超過してまでご協力ありがとうございました。

午前12時45分閉会